

長野県報

7_月4_{日(月)} 令 和 4 年 (2022年) 第318号

目	次
---	---

+	•	
	救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	1
	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	1
	産業廃棄物処理施設の変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書の縦	
	覧(資源循環推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	3
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (3件) (森林づくり推進課)	3
	長野県収入証紙売りさばき人の氏名 (名称) 等変更の届出 (会計課)	5
	道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
	道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
Z	S 告	
	大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	6
	県営土地改良事業の工事の完了 (2件) (農地整備課)	6
	開発行為に関する工事の完了 (2件) (都市・まちづくり課)	7
	長野県議会議員補欠選挙の立候補手続等に関する説明会の開催 (選挙管理委員会)	

肾肾局

長野県告示第346号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。 令和4年7月4日

長野県知事 阿 部 守 一

名	称	所	在	地	認定の有効期限
安曇野赤十字病院		安曇野市豊科5685番地			令和7年6月30日

医療政策課

長野県告示第347号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) 附則第27条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和4年7月4日

長野県知事 阿 部 守 一

(登録特定行為事業者 地域密着型通所介護 不特定の者対象)

事業者の名称 事業所の名称

事業所の所在地登録

登録した年月日 令和4年7月1日

池田建設株式会社 デイサービスむすびの森

長野県長野市篠ノ井布施五明3462番地

(登録特定行為事業者 通所型サービス 不特定多数の者対象)

 事業者の名称
 事業所の名称
 事業所の所在地
 登録した年月日

 池田建設株式会社
 デイサービスむすびの森
 長野県長野市篠ノ井布施五明3462番地
 令和4年7月1日

郓

県

報

(登録特定行為事業者 訪問介護 不特定多数の者対象)

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 登録した年月日 池田建設株式会社 ヘルパーステーションむすびの森 長野県長野市篠ノ井布施五明3428番地 令和4年7月1日

(登録特定行為事業者 訪問型サービス 不特定多数の者対象)

事業者の名称事業所の名称事業所の所在地登録した年月日池田建設株式会社ヘルパーステーションむすびの森長野県長野市篠ノ井布施五明3428番地令和4年7月1日

(登録特定行為事業者 看護小規模多機能型居宅介護 不特定多数の者対象)

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 登録した年月日

株式会社ハートフル 看護小規模多機能型居宅介護 長野県塩尻市広丘高出2000番地3 令和4年7月1日

ハートフルはうす

介護支援課

長野県告示第348号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の6第1項の規定により、 産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第4項の規定によ り次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を 縦覧に供します。

令和4年7月4日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

飯山陸送株式会社

飯山市大字静間280番地1

代表取締役 勝 山 一 成

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

中野市大字豊津5147番地ほか

3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含 有産業廃棄物を含む。)並びにがれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

5 申請年月日

令和4年5月9日

6 縦覧の場所

長野県環境部資源循環推進課及び長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課

7 縦覧の期間

令和4年7月4日(月)から令和4年8月3日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)

8 意見書の提出

法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第6項の規定により、本件変更申請に係る廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年7月4日(月)から令和4年8月18日(木)まで

(2) 意見書の提出先

〒380−8570

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係

- (3) 意見書の記載事項
 - ア 意見書の提出の対象である申請書の名称(「飯山陸送株式会社に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載してください。)
 - イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の 氏名)
 - ウ 当該産業廃棄物処理施設に関する具体的な利害関係
 - エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

資源循環推進課

長野県告示第349号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年7月4日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所 茅野市玉川字原山11400の47
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字原山11400の47(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第350号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年7月4日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊那市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

伊那市 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて 縦覧に供する。)

報

森林づくり推進課

長野県告示第351号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年7月4日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 下伊那郡大鹿村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第352号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年7月4日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 木曽郡王滝村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第353号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和4年6月27日、次のとおり売りさば き人の氏名(名称)等の変更の届出がありました。

令和4年7月4日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	長野県行政書士会南信支部 伊那支所	E 取 月 伊 卯 古 市 表 活 5 1 4 0 9	長野県伊那市西春近5140-3 長野県行政書士会南信支部伊那支所
旧	長野県行政書士会伊那支部	日 長野県伊那市西春近5140-3 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	長野県伊那市西春近5140-3 長野県行政書士会伊那支部

会 計 課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年7月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月4日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村山錦内停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字福島字七配859番の6地先から 須坂市大字福島字七配807番の1地先まで	旧	$6.0 \sim 6.5$	0. 3840
同 上	新	6.0 ~ 16.4	0. 3840

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年7月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月4日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬 一

- 1 路 線 名 村山綿内停車場線
- 2 供用を開始する区間

須坂市大字福島字七配859番の6地先から 須坂市大字福島字七配807番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和4年7月4日

道路管理課